出生届(日本国外出生子)について

以下の質問に該当する回答欄にレ点を記し、氏名を記入及び署名された上で、本アンケートを下記書類と共に添えて、出生後3ケ月以内に届け出てください。

	母親に関し:□初婚 □再婚 □未婚							
	1. 婚姻届(又は離婚届)の提出先 □在バンクーバー総領事館(届出年月日: □本籍地・その他の公館 □未提出	年	月	日)				
	2. 外国人と結婚している場合 □戸籍の姓は変更していない。 □戸籍の姓を外国	人配	偶者の如	生に変更し	した。			
3. 再婚の場合(離婚や配偶者死亡等により) □前婚の解消日より300日以内にお子様が生まれた。 □前婚の解消日より300日以降にお子様が生まれた。								
	届出人(日本人親)氏名:							
	連絡先電話番号:	日	付:	年	į	月	日	
	Email:							
記								
提出(又は提示)書類								
	1. 外国官公署発行の出生証明書又は、医師 (助産婦) 作成の出生証明書 2通 (原本1通+写し1通) ※上記証明書にお子様の出生時刻の記載がない場合、お持ちであれば、出生時刻が分かる書類をご提出ください。							
2.	上記証明書の和訳文2通							
3.	出生届2通							
4.	届出人(日本人親)のパスポート及び 当国滞在許可証	(永住	者はPR	カード)	.提示			
5.	戸籍謄(抄)本…出生届の記載事項の確認のため,お (抄)本のコピーをご提出ください。	持ちて	あれば,	日本国籍	音であ	る父/母(の戸籍謄	
消せ	るボールペンや鉛筆等での記載は不可。							

在バンクーバー日本国総領事館(領事班)

#900-1177 West Hastings Street,

Vancouver, B.C., V6E 2K9

Tel. 604-684-5868 内線 381, Fax 604-687-2236, e-mail: consul@vc.mofa.go.jp